第３回岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会

議　事　要　旨

１　日　時

令和８年 11 月４日（水）　午後０時 57 分～

２　場　所

岡山市北区下石井１丁目４番１号

岡山第２合同庁舎２階　共用会議室Ｄ

３　出席者

公 益 委 員　：　３人

労働者側委員　：　３人

使用者側委員　：　３人

４　審議事項

特定最低賃金額審議について

５　議事要旨

（１）特定最低賃金額審議について

岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金額について前回に引き続き審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

＋63 円を提示する。

・前回提示した金額は、現在の船舶製造業の状況を踏まえれば、決してあり得ない数字ではない。

・労働者として現状の労働価値に見合った賃金要求、労働条件の維持・向上を求めるという基本は変わらない。

・しかし、地賃の改定額、使側との歩み寄りの観点から現状の優位性を考慮した金額を再提示する。

【使用者側の意見要旨】

＋53 円を提示する。

・人材の確保、育成は設備増強と同時進行で、かつ計画的に実施すべきである。

・賃上げの上昇率は中小企業の目線で行わなければならず、慎重な判断が必要である。
・日本経団連集計の 2026 春季労使交渉での中小製造業平均賃上げ率 4.52%は実態を反映したものであり、これを参考したい。

（２）労使協議について

労使双方の委員から労使協議の意向が示され、労使協議が行われた。

その結果について、労働者側委員が代表して＋58 円で労使合意が行われたことを報告した。

また、発効日については、法定発効とすることとされた。

（３）全会一致による決議のため報告書が作成され、最低賃金審議会令第６条第５項適用により、岡山労働局長へ答申された。

６　配布資料

・岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）
・岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）（案）